

提出前にご確認ください。

申込書類の提出は郵送または窓口で受け付けいたします。
提出された書類の不備や添付書類が無い場合には、電話にてご連絡をいたします。申込書には、必ず日中に連絡のつくお電話番号をご記入ください(複数記入いただいても構いません)。

なお、電話が繋がらない場合には、提出いただいた書類を一式郵送で返却いたします。その後、訂正した書類を期日までにご提出いただけない場合には、奨学金を受けることができませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

申込書類は、できるだけお早目に提出をお願いいたします。

【書類不備の例】

扶養されていないご
家族の源泉徴収票の
添付がない。

住民票に「本籍」と
「続柄」の記載がない。

署名が自署されて
いない。

推薦状と成績証明書
の添付がない。



ご不明な点などありましたら、そのままにせず必ずお問合せください。

～裏面の注意事項をお読みください～

申込に際しての注意事項（在学生募集）

- 1 申込書類は、福祉部 福祉管理課 援護係 奨学金担当（区役所8階 24番窓口）へ郵送または持参でご提出ください。
- 2 奨学金は、大学等の在学期間中に貸付けし、卒業後、学生本人が返還する制度です。保護者の方は、学生本人と奨学金の内容を十分検討した上で、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 3 学生本人が返還できない場合は連帯保証人に返還していただきます。連帯保証人は、「学生本人に代わって返還することが可能な方」です。給与収入・年金収入等がない方は連帯保証人にはなれませんのでご注意ください。連帯保証人は次の要件をすべて満たしている方に限ります。
 - (1) 学生本人に代わって返還することが可能な方
 - (2) 住民税の未申告や大田区奨学金の返還（連帯保証も含む）に滞納のない方
- 4 次の方は該当しませんのでご注意ください。
 - (1) サポート校や大学院に在学中の方
 - (2) 社会人になった後、再度学校に入学された方
 - (3) 大学、専門・専修学校を卒業後、他の学校へ入学された方
- 5 申込書は「見本」を良く見て記入してください（消せるボールペンは使用不可）。
 - (1) 署名欄は各自、必ず自署してください。
 - (2) 奨学金を希望する理由の欄は、必ず奨学生本人の自署で世帯の状況や奨学金を希望する理由等を記入してください。
- 6 確定申告書の写しを提出する場合は、第一表及び第二表ともにご提出ください。収入証明書類によって扶養関係を確認いたしますので、ご家族の名前が被扶養者欄に載っているかどうかご確認ください。
- 7 書類に不備があると受け付けできませんので、お早めに申込みをして下さい。持参の場合、締め切り近くになりますと窓口が大変混雑します。昼12時から13時の休憩時は、お待ちいただく場合があります。ご了承下さい。
- 8 生活保護世帯の方は、必ず生活福祉課のケースワーカーと相談後、「生活保護受給証明書（世帯全員のもの）」を添えて申込みしてください。

【問合先】大田区役所
福祉部福祉管理課援護係
奨学金担当

電話：5744-1245
FAX：5744-1520